

県南広域振興局長告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年6月9日

県南広域振興局長 佐々木 隆

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360690069	株式会社アクティブ・ケア	訪問看護ステーション みのり岩手	北上市村崎野15地割278番地	令和2年5月31日